

議第57号

地方独立行政法人京都市立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人京都市立病院機構定款の一部を次のように変更する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

第8条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、京都市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第8条第7項中「京都市長（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を京都市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の
総務省令で定める書類

(2) その他京都市の規則で定める書類

第9条第2項中「、理事及び監事」を「及び理事」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 監事の任期は、その任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

第17条中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この定款の変更は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、変更後の地方独立行政法人京都市立病院機構定款第9条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、平成30年4月2日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る同項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「同日において理事長である者」とする。

提案理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人京都市立病院機構の監事の職務及び権限並びに任期を変更する必要があるので提案する。